

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日

2. 行動計画

(1) 『女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供』について

目標：女性の経営参画を推進するため、女性役職者比率を7%にする

<取組内容>

- 2026年 4月～ 新卒採用者に占める女性の割合を事務系45%、技術系15%以上を目標に採用
- 2026年10月～ 育成候補者の確認および育成状況調査
- 2026年10月～ キャリア開発・支援に向けた役職者候補者とその上長を対象とした研修開催
- 2027年 4月～ キャリア採用の強化

(2) 『職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備』について

目標：仕事と子育ての両立が実現できるよう、女性の育休取得率は100%を維持し、男性の取得率は85%以上とする（※取得率には育児目的の休暇も含む）

<取組内容>

- 2026年10月～ アンケートによる課題の抽出
- 2027年10月～ 課題に応じた施策の検討および実施

目標は、いずれも計画期間内での達成を目指す。

以上